**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年六月八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二日

仙台市若林区若林一丁目八番二四号　サウスキャスル仙台内

サウスキャスル仙台管理組合法人

清算人　久保　明

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年九月十九日開催の理事会の決議を経て、名古屋港管理組合管理者の承認を受け、同年十月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二日

名古屋市港区入船一丁目六番三号

財団法人名古屋港船員厚生施設運営会

清算人　中山　武彦

**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二日

大阪市中央区島之内一丁目一〇番一五号

財団法人大阪医療技術学園

清算人　緑川　正博

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年九月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二日

広島県庄原市東城町帝釈未渡二〇二二番地

財団法人帝釈会

代表清算人　森脇　利和

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二日

山口県周南市代々木通二丁目一二番地

社団法人周南土木協会

清算人　薩本　猛夫

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二日

山口県防府市栄町二丁目三番四号

社団法人山口県ボウリング場協会

代表清算人　吉本　幸治

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年九月三十日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二日

青森県むつ市柳町一丁目四番一五号

社団法人田名部柳町栗山奉公会

代表清算人　二本柳忠男

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年六月二十七日開催の通常総会の決議により平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二日

神奈川県横浜市中区日本大通五番地二

社団法人神奈川県農協会館

清算人　志村　善一

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年六月三十日開催の社員総会の決議により同年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二日

大阪市淀川区新高四丁目六番六号

社団法人現代俳画協会

代表清算人　坂下　毅

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年五月二十日開催の社員総会の決議並びに千葉県知事の認可により平成二十五年九月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二日

千葉県木更津市岩根三丁目一一番六号

医療法人社団啓誠会

清算人　大溝　和代

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年八月二十三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二日

山梨県甲府市東青沼町一二三番地

宗教法人神道修成派甲府教会

清算人　中村　祥子

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年三月三日開催の総会の決議並びに広島市長の認可により平成二十五年九月五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二日

広島市南区猿猴橋町二番一一号

医療法人社団吉原クリニック

清算人　吉原　昌子

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年九月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二日

広島県山県郡北広島町橋山一一四四番地

財団法人橋山自治会

代表清算人　齋藤　貢

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年八月二十六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二日

長崎市魚の町三番三三号

社団法人長崎県下水道建設業協会

清算人　佐藤健太郎

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年八月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年九月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二日

熊本市中央区坪井二丁目五番九号

医療法人大嶋歯科医院

清算人　大嶋　健一

## 第16期決算公告

平成25年10月2日　茨城県水戸市五軒町1丁目3番34号

**株式会社小野経営サポート**

代表取締役　小野　隆

**貸借対照表の要旨**　（平成25年6月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 30,173 | 流動負債 | 3,772 |
| 固定資産 | 56,963 | 固定負債 | 2,403 |
| | | 株主資本 | 80,690 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | 70,690 |
| | | 利益準備金 | 2,500 |
| | | その他利益剰余金 | 68,190 |
| | | （うち当期純利益） | (2,807) |
| | | 評価・換算差額等 | 272 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 272 |
| 資産合計 | 87,137 | 負債・純資産合計 | 87,137 |